

住宅リフォーム費用の一部を補助(後期)



令和3年度後期分より、受付期間に予算を超える申込みがあった場合には抽選を行います。先着順ではないので、受付時間前から並ぶ必要はありません。混雑解消のため、来庁の分散化にご協力をお願いいたします。

▼対象は下記の全ての要件に該当する人

- 市内にある住宅に居住している
 - ※共同住宅の場合は専有部分、店舗併用住宅は住宅部分のみ。
- 市税や市の各種貸付制度において滞納がない
- 対象工事が市のほかの助成制度の補助を受けていない
- 対象住宅が過去にこの補助を受けていない

▼対象工事・設計

- ①設計・工事費が税抜き20万円以上で令和4年2月28日までに完了するもの
- ②市内の施工業者・設計業者に発注するもの
 - ◆改築工事/住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
 - ◆増築工事/住宅部分の床面積を増加させる工事
 - ◆修繕・模様替え/住宅本体の修繕、模様替え
 - ◆塗装/外壁の塗装、屋根の塗装
 - ◆設備工事/台所、浴室、洗面所、暖房、給湯器
 - ◆公共下水道への接続工事/宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事

※交付決定前に着工・着手したものは対象外(交付決定は9月30日頃を予定しております)。

※工事を伴わない物置やインテリア機器などの物品の購入は対象外。

※住宅の耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度あり。

▼補助額

工事および設計費(税抜)の5%相当額(千円未満切捨て)10万円を補助上限額とし、予算(370万円)の範囲内とします。

▼申込み

申請書と見積書のコピーを持参の上、建築指導課窓口へ。

受付期間 9月15日(水)～17日(金)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※上記の受付期間に予算を超える申込みがあった場合は抽選。

※予算に余りが出た場合、上記期間以降も受付を継続します。

問合せ 建築指導課 ☎(43)1111 内線 572

皆さんの大切なお金を守りましょう 受話器の向こうは知らない人かも!?

特殊詐欺の被害者のうち、65歳以上の方が9割以上、女性が8割以上を占めています。

特殊詐欺の”手口”

犯人は、「息子」「警察官」「市職員」「金融機関職員」など、さまざまな人物になりすまして電話をかけてきます。犯人から、「お金」「キャッシュカード」などの電話を受けた時に、騙されないように日ごろから対策をしましょう。

- 鞆をなくした
- 事業に失敗した
- お金が必要だ
- 還付金がある
- ATMで手続きができる



家族などで出来る”対策”

犯人からの電話に直接出ないように「留守番電話設定」にしましょう。
慌てずに対応するためにも、「息子」「警察官」「市職員」「金融機関職員」を名乗る者から電話を受けた時には、一旦電話を切って家族や知人などに相談しましょう。

少しでも”不安”に思ったら・・・

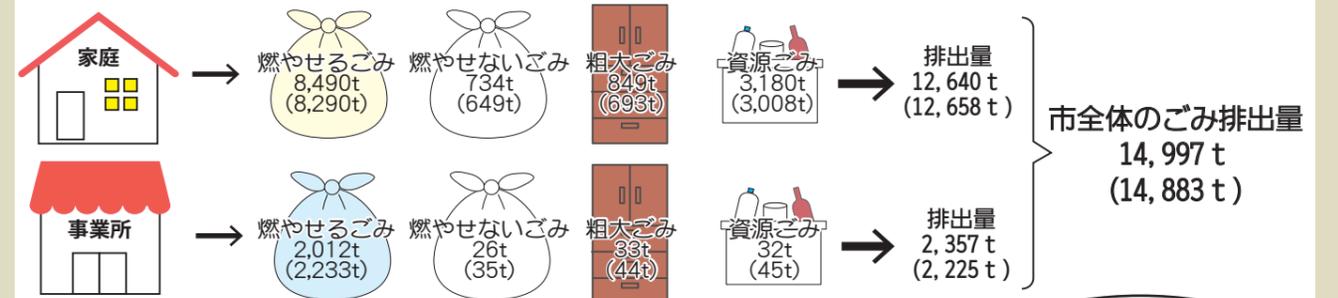
「相手に失礼かな」と思わず、勇気を持って一旦電話を切りましょう。

「おかしい!」と思ったら…幸手警察署 ☎(42)0110 (24時間対応)

令和2年度幸手市のごみ量

ごみ減量化および資源リサイクルは、市民のみなさんのご協力なしではできません。「未来のためにできること」を考え、「混ぜればごみ 分ければ資源」を合言葉に、引き続きみなさんのご協力をお願いします。

幸手市内全体のごみ排出量 ※()前年度

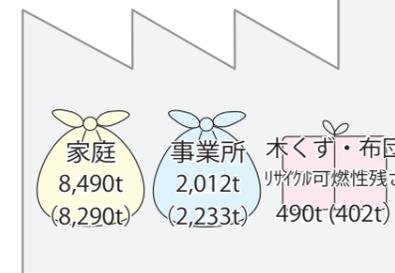


普通乗用車の重量が1tぐらいだよ!

どうやって処理するの? ※()前年度

燃やせるごみ

杉戸町環境センターで焼却処理します。



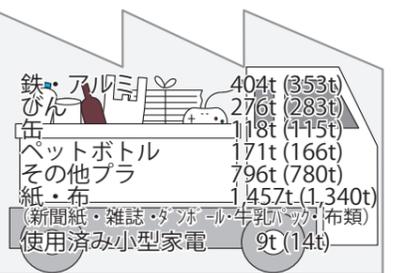
燃やせないごみ・粗大ごみ

破砕したあと、埋立処理をしています。 ※一部のごみについては処理委託しています。



資源物・有機物

処理先へ売却します。



野外焼却はやめましょう

野外焼却(野焼き)の禁止

「ごみを燃やして置いておいては3億円以下の罰金」が科せられる場合があります。なお、つぎのような焼却は禁止されていますが、煙などの発生によって近所迷惑となる可能性があります。やむを得ず焼却を行う場合は、時間帯や風向きなどに十分注意し、周辺環境に配慮するようお願いいたします。 ・どんと焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却

野外(庭や空き地、ドラム缶など)における廃棄物(ごみ)の焼却は、ビニール類はもちろんのこと、家庭で発生するごみ(紙類や庭木のせん定くずも含む)であっても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の違反行為になります。廃棄物の焼却は、ダイオキシン類の発生の原因となるほか、焼却に伴う煙、悪臭、飛灰などにより生活環境を悪化させることとなりますので、野外焼却は止めましょう。 ※煙や悪臭がひどく、苦情があった場合は、公害として対応することがあります。

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2226